平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	3 0		府省庁名 内閣府				
対象税目		- 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()					
要望 項目名		港湾の民有護岸等(特定技術基準対象施設)の耐震化の推進のための特例措置の創設					
要望(概		※ お ・ サ	時例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 民間事業者が管理する以下の特定技術基準対象施設※ ・外郭施設(護岸等) ・係留施設(岸壁、桟橋等) ・荷さばき施設(荷役機械) ・臨港交通施設(道路、橋梁) ・廃棄物処理施設(廃棄物埋立護岸) 技術基準対象施設であって、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼす それのあるもの(港湾法第56条の2の21) ・特別措置の内容 法人税の特例措置				
関係	条文						
減 見込			初年度] — (—) [平年度] — (—) 故正増減収額] — (単位:百万円)				
	•		ページ 30—1				

(1) 政策目的

要望理由

首都直下型地震等の大規模地震が発生した場合には、コンビナート等が立地する港湾において、民間事業者が管理する航路沿いの護岸等が液状化等により損壊し、緊急物資等を輸送する船舶の航行が困難となる等、航路機能が麻痺することが懸念される。

このため、民間事業者が管理する特定技術基準対象施設の耐震改修を行った場合の特例措置を創設することで、 航路沿いの民有施設の耐震化を促進。災害時も航路機能を維持し、緊急輸送に迅速に対応するとともに、サプライ チェーンの早期復旧を可能にすることで、大規模地震による我が国経済や産業活動、市民生活への被害を最小限に 留める。

(2) 施策の必要性

東日本大震災では、民間事業者が管理する護岸や岸壁等の港湾施設が地震や津波により損壊し、航路内に土砂が 流出したこと等により、当該航路を航行する一般の船舶の交通にも支障を及ぼした。

コンビナートが多数立地する臨海部においては、古くから民間事業者による埋め立てや工業開発が進められてきたことから、例えば東京湾では水際線の約4割を民間事業者が所有・管理している。首都直下型地震や南海トラフの巨大地震等が発生した場合、こうした民有護岸が液状化等により被災し、土砂や危険物の流出、火災の発生等により港湾機能が長期に亘り麻痺するのみならず、周辺の市街地にも二次災害が及ぶことが懸念される。特に、三大湾の港湾は、我が国のコンテナ取扱量及びLNG輸入量の8割、原油輸入量の5割を扱う等、我が国の物流、産業、エネルギー供給の中枢を担っていることから、サプライチェーンやエネルギーチェーンが長期に亘り麻痺する事態が発生した場合、我が国全体の経済活動にも影響を及ぼすおそれが高い。

これら民有港湾施設については、施設の建設・改良時には「港湾の施設の技術上の基準」(以下、技術基準という。)への適合性を国土交通大臣や港湾管理者が確認しているものの、既存施設の維持管理状況については報告徴収や立入検査を行う権限を港湾管理者も有していないことから、必ずしも十分に把握できていなかった。このため先の通常国会において港湾法を改正し、技術基準対象施設であって外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものを「特定技術基準対象施設」として規定し、そのうち民間事業者が管理する港湾施設については、港湾管理者が維持管理状況について報告を求めると共に、立入検査を行い、必要に応じて勧告・命令できる制度を創設したところであり、今後、改正港湾法に基づき民有護岸等の維持管理状況の改善勧告等を行っていくことにしている(港湾法第56条の2の21、同法第56条の5)。

一方、阪神・淡路大震災以前に整備された特定技術基準対象施設は、耐震性が不足している。これらの港湾施設の耐震化には多額の費用を要することから、支援措置無くしては、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震 改修の取組が促進されない状況にある。

従って、民間事業者による特定技術基準対象施設の耐震改修を促進するため、本特例措置の新設が必要である。

本要望に
対応する
縮減案

ページ 30-2

	政策体系に る政策目的 置付け		政策評価体系 政策目標 10. 防災政策の推進 施策目標 ⑤ 地震対策等の推進
合理性	政策の 達成目標		特定技術基準対象施設の中で、大規模地震発生時に航路機能を確保する必要性が高い、耐震強化岸壁等に至る航路沿いの民有護岸等のうち特に耐震性が不足する施設について耐震化を促進。
	税負担軸 置等の過 は延長期	適用又	
	同上の第の達成		優先的に耐震性を高める必要がある施設のうち、特に耐震性が大幅に不足していると想定される 施設について、5年間で耐震性の確認を完了することを目指す。
	政策目標の 達成状況)	
	要望の措置 適用見込 <i>み</i>		
有效性	要望の措置 効果見込み (手段とし 有効性)	۲	大規模地震に備えた民有護岸等の耐震改修については、多額の資金が必要となることから、設備 投資が促進されていない状況である。本特例措置により、港湾施設の耐震改修に係る費用負担が軽 減されることから、民間事業者による港湾施設の耐震改修が促進されると見込まれる。
相当性	当該要望項 以外の税制 支援措置	•	
	予算上の持 の要求内容 及び金額		特定技術 <u>基準</u> 対象施設を管理する民間事業者に対する無利子貸付制度(平成 26 年度要求額:200百万円)
	上記の予 の措置等 要望項目 関係	手と	民間事業者に対する上記支援制度は、民間事業者に対して資金を供給することで、民間事業者による耐震改修の資金供給の呼び水となり、事業の成立性を高めている。 一方、本要望による税制特例は、事業着手の際の当初の資金繰りを改善するとともに、金利コストを削減するものであり、事業実施のインセンティブとなるものである。 これらの支援措置は、一体となって特定技術基準対象施設の耐震改修の促進に大きな役割を果たすものと見込まれる。
	要望の措置 妥当性	 <u>:</u> の	民間事業者による設備投資を促進するためには、対象者を特定しない税制措置による支援が効果 的であり、政策目的を実現するために有効な手段であることから妥当性を有する。
	~	ニージ	30—3

税負担軽減措置等の 適用実績 	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	_
これまでの要望経緯	_
ページ	30—4